

子どもと教職員が、生き生き学び合える学校に!!

2020年3月から養護教諭・栄養教諭も
春季休業期間中の代替配置が可能に!!

県教委は3月9日小中学校教職員配置数の内示を行いました。加配措置数はほぼ前年度並みです。特別支援学級加配は昨年度その配置基準が大きく見直されましたが、今年度も在籍者数に応じた傾斜配分が少し見直されています。在籍者数が年々増える特別支援学級の加配については予算の範囲内で傾斜配分を変えることでの対応ではなく、抜本的な支援体制を作ることが必要です。

また、昨年度から、事務職員は複数配置校でも長期休業中の代替配置が可能になっていますが、今年はこれに引き続き、養護教諭・栄養教諭の春季休業期間中の代替配当が可能になりました。この要領の改正の施行日が2020年3月9日なので、この春休みから適用となります。これは専門部交渉でも要求していた改善で、大きな前進です。

教職員定数内示		R2 配置数(1/31 現在)		2020 合計	2019 合計	備考
		小学校	中学校			
教諭	新学習システム推進加配	749 (465)	421 (181)	1170 (646)	1156 (633)	()は非常勤
	児童生徒支援加配	165	142	307	307	
	生徒指導担当加配	8	182	190	190	
	不登校担当加配	1	44	45	45	
	小学校専科教員加配	(17)		(17)	(12)	()は非常勤
	統合校調整加配	7		7	4	
	へき地・離島加配	3		3	3	
	免許外解消加配		(73)	(73)	(69)	()は非常勤
	読書活動推進校加配	5	8	13	13	
	特別支援学級加配	40 (50)	10 (26)	50 (76)	54 (62)	()は非常勤
	新たな課題に対応した 人権教育研究推進校	7	2	9	9	
	日本語指導研究推進校	3		3	3	
養護	心身の健康への対応	5	5	10	10	
	特別支援教育の充実	5	1	6	6	
栄養	食の指導	11	6	17	17	
事務	要・準要保護加配	3		3	5	
栄養教諭				261	261	
複式学級編制基準				R1 と同制度措置		
自然学校専門指導員				5	5	
情報教育専門指導員				8	8	
防災教育専門推進員				10	10	
代替教員配当要領(変更)		養護教諭・栄養教諭の産休・病休休暇の代替定員配当期間については、春季休業中は代替教員を配当する。(R2年3月9日施行)				

※ () 書きは非常勤職員の数で、常勤の数とは別枠です。

例えば2020年度の小学校の新学習システム推進加配は、常勤749名、非常勤465名の合計1210名が配置されます。